

令和8年第6回教育委員会定例会

開会年月日 令和8年3月23日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 小林三保
同 委員 仲山英之
同 委員 森山瑞江
同 委員 大石光宏

議 題

1 議案

- (1) 議案第10号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第11号 練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第12号 練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第13号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第14号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第15号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針の策定について

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和8年度組織改正について
 - ② 令和8年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について
 - ③ 今後の特別支援学級の増設について
 - ④ 練馬こども園に対する新規補助事業の開始等および私立幼稚園園児保護者補助金の支給方法の変更について
 - ⑤ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

⑥ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時51分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	杉 山 賢 司
同 教育施策課長	竹 岡 博 幸
同 学務課長	竹 内 康 雄
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	渡 辺 雅 昭
同 教育指導課長	佐 藤 永 樹
同 副参事	佐 藤 勝 也
同 学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀
同 光が丘図書館長	小 原 敦 子
こども家庭部長	関 口 和 幸
こども家庭部子育て支援課長	脇 太 郎
同 こども施策企画課長	河 野 一 真
同 保育課長	岡 村 大 輔
同 保育計画調整課長	山 口 裕 介
同 青少年課長	横 山 亜 規 子
同 子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太
同 在宅育児支援担当課長	小 島 芳 一

教育長

ただいまから令和8年第6回教育委員会定例会を開催する。
本日の案件は議案7件、陳情1件、協議2件、教育長報告5件である。

1 議案

(1) 議案第10号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

4 報告

(1) 教育長報告

① 令和8年度組織改正について

教育長

初めに議案である。

議案第10号、練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。なお、この後の教育長報告の①についても、関連する案件となるので、そちらと一括で説明し、質疑についても一括で行いたいと思う。

資料について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

就学相談係について教えていただきたい。新しくできた組織では、教育福祉課の中に入って、教育福祉課が担当する子供たちの就学相談を行うと理解したのだが、今まで就学相談係で実施していた子供たちの就学相談はどこで対応するのか。

教育総務課長

就学相談係は、今でも学務課の中において、入学前の発達相談を受けている係である。この係がそのまま教育福祉課に入るという形となるので、就学相談については学務課で担っている部分と教育福祉課が担う部分については、変更がない。

ただ、就学相談をしていく中で、より副次的な支援といったものが必要になってくる場合に、福祉とのつながりを強化するという意味で移管した。

仲山委員

特別な配慮を必要でない子供たちに対しても、就学相談は対応できるということか。

教育総務課長

現在も保護者の方が気になることがあったら、就学相談を受けてください、と伝えられている。そうした中で、例えば発達検査をして、数値的に問題がないといったところがあれば、保護者の方に一旦このまま普通学級に行って様子を見ようとか、数値的に課題があるということであれば、別の支援を提案するということである。障害がはっきりされている方、はっきりされていない方、そういったところの分けというものは特にしていない。

森山委員

保育園の先生などから、この子は支援が必要だ、という情報はあるかもしれないが、保護者が直接相談したいという窓口はどこになるのか。また、特別な支援が必要な児童生徒が増えているということであったが、相談の件数の推移を教えてください。

学務課長

まず、保護者からのご相談、相談窓口という形になると、今までも就学相談係が承っていたところがあるので、それは変わらず教育福祉課の就学相談係で承る。

ただ、実際に就学相談ではなく、気になるということであれば、今後教育福祉課の中では教育福祉担当係や特別支援教育係もあるので、そちらのほうでも関係機関とも連携して、ご相談を承るということも出てくるかと思っている。

令和5年度の就学相談の結果と令和6年度の就学相談の結果は、令和5年度でいうと小学校では440件、中学校では238件の相談があった。令和6年度になると、小学校では472件、中学校では259件という形で就学相談が増加している。令和7年度については3月の段階で、令和6年度の実績を超えているような状況である。

森山委員

福祉職の職員が配置されるということだが、その方はどういったことを具体的にされるのか。

学務課長

福祉職の係長が配置となるので、現時点では8年度から新しい課ができる。それと、5歳児健診が令和8年度中に開始し、相談窓口に関しての統一化、一元化を図るので、まず窓口の調整を行いたいと思っている。

5歳児健診のお子さんというのが、就学相談ということではないのだが、小学校入学に当たって少し心配なことがあり、どうしたらいいかというご相談も寄せられるので、いわゆる就学相談の前の段階の相談を受ける。例えば療育に入っているお子さんもいる。5歳児健診を行う部署との連携もあるので、その連携をどう図っていくのか、そういったところも福祉職の新しい係で調整が必要かと思っている。

また、学校へのアウトリーチ型の相談なので、今回教育委員会で初めて福祉職の係長ポストという形になる。学校現場も理解していただいた上で、今まで学齢期になると福祉と教育との連携が不十分だったところもあるので、学校も訪問し、学校での状

態も確認しつつ、こういった形でアウトリーチ型の支援ができるのか、相談ができるのか、というのを行っていく。

教育長

ここでまとめたいと思う。議案第10号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第10号については決定とする。

(2) 議案第11号 練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第11号、練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

優先団体が優先して使える施設に、既にほかの団体が予約を入れている場合、その時間帯にその後優先団体が予約を入れようとしたときには、どうなるのか。

教育総務課長

一般団体というものは、ある時点から一斉に空き施設を予約できるという仕組みだが、優先団体については、それより前に抽選ができるということの優先という意味である。空き枠については優先団体だろうが、一般団体だろうが、特に変わりはないところである。

教育長

ここでまとめたいと思う。議案第11号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第11号については決定とする。

(3) 議案第12号 練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第12号、練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いする。

仲山委員

PTA関係者というところに練馬区小学校PTA連合協議会および練馬区立中学校PTA連合協議会の代表者という記述があるが、現在PTAに組織が存在する小中学校の割合というのは、練馬区の中でどのくらいあるのか。もし非常に少なかった場合、保護者を代表している人ということにはならないと思うのだが。

青少年課長

青少年課とPTA連合協議会を通じて、現時点で確認している数字がある。小学校であるが、PTAという名前で活動しているところと父母の会という、PTAに準じた活動をしている団体がある。そこを合わせて小学校でいうと65校中59校組織がある。中学校においては、33校中30校が組織されている。

教育長

仲山委員の質問の趣旨は、小中のPTA連合協議会の代表者と言っているけれども、代表者の分母がどのくらいなのかということである。父母の会も入れてしまうような数字になるのだが、父母の会はPTA連合協議会に入っているのかどうかも併せて教えていただきたい。

青少年課長

父母の会が入っているところと入っていないところがある。ただ、やはりPTA連合協議会に入っているところは、PTAを組織されている小中学校がほとんどな

っている。その意味で回答させていただくと、小学校は65校中44校、中学校は33校中25校となっている。

仲山委員

過半数の父母を代表していると言って悪くないというわけか、わかった。

森山委員

地域団体等の代表者とあるが、地域団体というのは、その地域の団体だろうと思うのだが、どのようにして選ぶのか。

教育施策課長

こちらはPTAと似た感じであるが、どこか特定の地域を念頭に置いて方針をつくるような組織体ではないので、基本的には地域のお声を聞ける方ということで考えている。したがって、町会連合会のような組織の中からご推薦いただきたいと考えている。

具体的には、今後お声がけをしてお出しいただけるような団体を見つけていきたいと考えている。

教育長

ここでまとめたいと思う。議案第12号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第12号については決定とする。

(4) 議案第13号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第13号、練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いする。

仲山委員

5ページの表のところで、主任（主務）教諭、それから主幹教諭、指導教諭、このところにそれぞれどのような仕事を行うかということが書いてあるのだが、何か例を挙げて教えていただければと思う。

教育指導課長

これまでは校長、そして教員という職層があった。校長がいて、あとの教員はみんな同じというところであった。そこに副校長という職が新たにできて、管理職とそれ以外という形になっていたのだが、教員の中のリーダー、教員をまとめる教員も必要だということで、主幹教諭というのが20年ぐらい前にできたところである。

主幹教諭は、どちらかという管理職の意向を教員に伝える職ということである。教員の中のまとめ役、例えば学年主任、体育主任、研究主任など、教員の中でもいろいろな組織をつくって行って、その組織のリーダーを育てる、また、組織のリーダーがその組織をまとめていく職を、今までは学年主任、何々主任としていた。それを主任教諭という職として、東京都が認めているところである。

このたびは、法の改正によって主任教諭を主務教諭と扱うわけではないのだが、新たに主務教諭というものができたので、東京都の中では主任教諭と主務教諭は同じ職層と扱っているところである。

仲山委員

指導教諭というのはどのようなものか。

教育指導課長

職層としては主幹教諭と同じレベルになる。こちらの指導教諭に関しては、自校の教科に関する指導はもとより、区内の教員の指導にも当たる。つまり、区の中で模範的な授業を推奨して、ほかの先生方に自分の授業を見せる、または若手育成の指導に当たるということで、区の中で例えば国語の指導主任の先生というのは1人、2人しかいないので、区全体で仕事を模範的な役割、教科の役割を果たしているところである。

教育長

ここでまとめたいと思う。議案第13号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第13号については決定とする。

- (5) 議案第14号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第14号、練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。ここでまとめたいと思う。議案第14号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第14号については決定とする。

- (6) 議案第15号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第15号、練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。ここでまとめたいと思う。議案第15号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第15号については決定とする。

(7) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第16号、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いする。よろしいか。ここでまとめたいと思う。議案第16号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第16号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針の策定について

教育長

次に、協議案件である。

協議(2)練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針の策定について。こちらは、本日事務局から新たに提出された協議案件となる。

資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

各委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

4ページの5の情報セキュリティ対策というところであるが、その中の(2)物理的セキュリティと(3)の人的セキュリティ、その中にそれぞれ物理的な対策を講じる、人的な対策を講じるということであるが、このところについて少し詳しく教えていただければと思う。

教育総務課長

物理的セキュリティ、人的セキュリティということで、具体例で申し上げますと、例えば物理的となると、パソコンが物として考えられるのが、今我々はLTE回線といったものがついているので、持ち運びができる。持ち運びをするときの管理を徹底することであるとか、画面上、個人情報などが映る場合があるので、のぞき見の防止をするという物理的な対策をすることで、セキュリティ事故を防ぐという意味合いでの物理的セキュリティとしている。

次の人的セキュリティについては、どちらかといえば個々人の認識などを高めていくというところを主眼として、例えば研修などによる情報セキュリティ教育を行っていくであるとか、パスワードなどを適正に管理し、個人で対応できるものを高めていくという意味合いとなっている。

教育長

最初のほうも、人的セキュリティのような気もするのだが。

教育総務課長

失礼した。物理的な対策ということで、例えば区で持っている資産などのサーバールームの施錠をしっかりとるか、入退室の管理簿のようなものをしっかりと行って、誰が何時に入ったかといったものを見えるように対策を行うというようなところも含めて、物理的な対策という意味合いで記載されている。

仲山委員

教育委員が使っているパソコン、それから自宅に置いてあるパソコンであるけれども、これも当然その範疇に入っていると思う。パスワードを貼っているのだが、例えば空き巣が入ってというようなことも考えられるので、当たり前の話だが、パスワードは別に保管したほうがいいのか。

教育総務課長

このたびペーパーレス化ということで、パソコンをご自宅用と教育委員会室用ということで設置させていただいた。スムーズにログインできるようにということで、現状の取扱いをさせていただいているが、今頂いたご意見もある。また、4月1日からは基本方針が定められるというところもあるので、委員の皆様とご相談させていただきながら、どのように対応していくかというところについては検討させていただければと思う。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針の策定については、原案どおり策定することとさせていただき、この案件については協議を終了したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

他の継続審議中の協議1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

4 報告

(1) 教育長報告

② 令和8年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、教育長報告である。本日は5件ご報告をさせていただく。

報告①については、先ほどご報告した。
報告②について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

1ページの4の発達障害についてというところの(3)発達障害児増加の要因について、これに関してはどのようなお話が出たのか。

学務課長

発達障害児の増加の要因だが、明確なものはないかと思うが、近年、よく言われているのが、以前は性格の問題という形で認識されていたところが、診断を受けてASD、ADHD、LD、そういった診断名がつくようになったというのが、1つ大きな要因であるかということでお答えしたところである。

また、インターネットや医師による情報発信によって、相談や受診のハードルが下がってきたこと、また、発達障害者支援法の制定によって、支援制度が整備されて、診断するメリットが明確になってきたこと、そういったことが増加の要因、一般的には言われているのかなということでご答弁を申し上げたところである。

小林委員

まず、1ページ、給食費無償化についての(7)学校給食に係る取組のPRについてというところで、どのような回答があったのか知りたいのと、3ページ目の19番、標準服について平均額と最高額についてという項目があるのだが、そんなに公立中学校また小学校での制服で差があるのかお聞きしたい。

保健給食課長

まず、学校給食に係る取組のPRのところでお答えさせていただく。現在、学校の栄養士が各校において工夫を凝らした献立を作成しているので、ぜひそうしたところをPRしてほしいというご質問であった。回答としては、確かに各校の取組は非常に頑張っているところであるので、学校と教育委員会と連携して、各校の個別の取組、あと食育の取組といったところを積極的にPRしていきたいということをお答えさせていただいている。

学務課長

標準服の金額について、中学校の標準服についてだが、今年度各校に状況を確認したところ、平均額としては5万円ほど、最高額としては6万7,000円ほどという

形で、若干差は生じているのかと思っている。

小林委員

制服だけではなく、恐らく体操服などもおそろいで最初購入するのかなと思うので、それも含めると差は1万円、2万円とか超えてしまう感じになるのか。

学務課長

今回聞き取りをしたところが標準服なのだが、当然体操服やそれ以外のものも各校での指定もあるので、金額の差は生じるかと思っている。私どものほうも金額が近年高騰しているところもあるので、なるべく体操服も含めて競合できるような形、1つの業者だけではなくて、複数の業者でも比べられるような形での検討を各校にお願いしているところである。

大石委員

22番のスクールソーシャルワーカーについて。私も以前調べたことがあって、練馬区のスクールソーシャルワーカーの人数というのは大変多く配置されているのかと思って、4年ぐらい前に見たところであった。この回答についてはどのようにお答えになったのか教えていただけるとありがたい。

学校教育支援センター所長

スクールソーシャルワーカーは、現在21人配置している。安定した、継続した支援になるように枠を4つに分けて地区担当チームをつくって、担当する学校に週1回程度訪問して、定期的に学校と連携している。そのような形で配置についてお答えさせていただいた。

森山委員

17番の(8)、特別な支援が必要な児童が起こしたトラブルの対応についてとあるが、例えばどのようなトラブルで、どのような対応をされたのか。特別な支援が必要な児童というのと、一般の通常学級に入っている児童が起こしたトラブルなどはそんなに大差ないように思うが、8番に特別な支援が必要な児童が起こしたトラブルへの対応と書いてあって、例えばどのようなことなのか、どのような対応をされたのかお尋ねする。

学務課長

これは、こちらの学級にいらしゃった保護者の方からご相談を受けた方のご質問である。学校を通じて確認したところ、実際に特別な配慮が必要なお子さんが、周辺のご友人というか、同じ教室の中のお子さんに対して暴力を振るうことがあったり、また生き物の死骸、そういったものを好んでいたところがあり、それを近隣のお子さんに見せるようなところがあったと聞いている。

実際にその辺りについては、学校も保護者の方とお話をして、保護者会を開くような形で段取りをつけたところだったが、ご家族が引っ越しをされたので、保護者会自体は開かれなかったと聞いている。

仲山委員

12の教員の働き方改革、(4)多様化する保護者からの相談や要望への対応についてというところだが、ここはどのようなお話があったのか。

教育指導課長

保護者からの相談や要望が多様化する中、教員が1人で抱え込むことのないように、区としてどのように整えているか、教員の勤務時間や健康を守りつつ、保護者との信頼関係を築く取組について、この認識を伺いたいというご質問を頂いたところである。

区としての回答については、まず1人で抱え込むのではなくて、組織として対応することを基本としているということ、また担任がどうしても窓口となることが多い中でも、学年主任や管理職への報告を行って、的確な初期対応をすることで、まずは長引かせないようにすることを心がけているという回答もさせてもらっている。

また、教育委員会とも情報共有して、共同して対応に当たること。日常から児童生徒や保護者への説明を丁寧に行い、良好な関係づくりを築くことで、過度な要求につながらないように心がけているということでお答えさせていただいた。

仲山委員

3ページの12の(8)中学校より小学校の教員の方が病気休職者が多いことについて。これは実際に中学校、小学校でどのくらい休職者がいるのか。

教育指導課長

ご質問された委員が数字だけを持っていた。中学校のほうが少なくて、小学校のほうが確かに人数は多かったのだが、学校数、また教員の人数を考えると、小学校のほうが大変ということではない、というお答えをさせていただいた。

仲山委員

特に小学校の教員の方の休職の割合が多いというわけではないということか。

教育指導課長

本年度、また昨年度についてはそのような傾向は見られなかったところだが、休職者、また病休者が多くなっているということは現実にある。また、対応が長期化することによって、保護者対応や児童生徒対応で苦慮するのがどちらかというところから、教職員が苦痛と感じているところもある。

③ 今後の特別支援学級の増設について

教育長

それでは、続いて報告の③)について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関してご質問、ご意見があればお願いします。

森山委員

理由は分からないが、本当に発達や知的の子供が増加している傾向にあると思う。学校や支援級がつくられることは大変ありがたいし、特別支援教育を実施していただくのも、個別な教育というか、その人の習熟度によっても、そういった指導や生活の指導等もしていただければありがたいと思っている。

ただ、学級をつくったからというだけではなくて、子ども家庭支援センターなど、その子がずっといろいろな療育などを受けてきた経緯もたどって、そことの連携、今度福祉職の方が就かれるからそうなると思うのだが、その学級にいるときだけではなくて、個別支援計画のようなものをつくって、様々なところと関係機関と連携して、療育、指導等に当たっていただきたい。

また、その子が中学校に行くか、特別支援学校に行くかは分からないが、そういった進路にもつなげて、そのような資料を持って行っていただければと思う。

学務課長

実際に特別支援学級に入るときには、就学相談という形でお受けすることとなるのだが、当然幼稚園、保育園での情緒、また養育等に通っている方もいらっしゃるので、そういったところでの施設の状況についても含めて、就学先の検討、提案をさしあげている。その資料については、当然学校とも情報を共有して、今後の指導にも生かしていただくという形で行っていくところである。

今後、教育福祉課で福祉との連携ということもあるので、そういった連携については、学校に入学した後についても、引き続き取り組んでいくし、また中学校に進むときには、改めて中学校の就学相談を受ける形にはなるのだが、その際には今までの経過も含めて、ご提案等を示していくような形になろうかと思っている。

森山委員

この前、このような話を聞いた。練馬区のことではないが、子ども家庭支援センター、療育などに通っていた。でも、「全く治らないではないか」、と言う保護者がいるそうである。結局このような子供を持って、その人も初めてだから、発達障害のある子供と対応するのも初めてである。何もかも初めての経験になるわけである。家庭

や保護者に対して家庭支援ということで、いろいろと説明や安心な材料を付け加えるという形で、家族支援をしていただければ大変ありがたいと思っている。

学務課長

インターネットや医師の診断で大分診断の数も増えてきて、ハードルも下がってきているとお伝えしたが、一方では、まだまだ実際自分のお子さんに障害があるのかというのは、なかなか分からないという点もあろうかと思う。そういった保護者に対しての理解、周知啓発というのも併せて私どもも行っていかなくてはいけないかなと思っている。当然小学校、中学校だけではなくて、その前の段階の幼稚園、保育園、その段階からお子さんの気になることがあったら、保護者の方に小さなことでもお伝えして行って、少しずつご理解いただくというのが必要なかなと思っている。

大石委員

知的障害学級の増設ということは大変ありがたいと思っているところである。ここの増設の考え方のリード文に書かれているが、「学級在籍者や地域的な偏在等を考慮し」ということで、恐らく中学校でいうと大泉学園中学校の改築に併せてということであるが、大泉中は相当人数が多いということであると思うが、この辺の今後の見通し等をまず教えていただけるとありがたい。もっとほかに今後増やしていく予定があるのか。

学務課長

大泉中学校の知的障害学級が大規模化している。大規模化に関しても、お子さんが多くなったときには指導上の課題もあれば、また教室が手狭になるという物理的な課題もある。そういった意味で大泉学園中学校の改築に合わせて学級を新設することによって、今まで大泉中学校に流れていた生徒を大泉学園中学校で受けることができる。特に大泉学園町、大泉の北側のお子さんに関しては、大泉学園中はバス便もかなり良いところであるので、そういったところに対応できるのかなと思っている。

今後については、大泉学園中学校に設置した以降も、引き続き中学校の知的障害学級の状況を鑑みて、少し空白的な地域については、学校の改築等を踏まえて、設置を行っていくかどうか検討する形になろうかと思っている。

大石委員

恐らくこれからまたいろいろご意見が出てくるかと思っているところであるが、学校によってはそれこそ2桁に届くかどうかというような在籍数の学校もあるのではないかと思っている。

今後どのような形で知的障害学級の子供たちを受け入れていくかといった部分ではあると思うのだが、保護者のニーズとしては、就学相談にかかって人数が多い集団生活の中でうまく育てたいという思いがあったり、それこそ個々で見てもらいたいという思いがあると思う。個で見る、小集団で見るということが知的障害学級での大きなメリットであると思うのだが、就学相談の中でももう少し各校の特色のようなも

のがアピールされて、保護者に理解していただけると、もう少し偏りが減っていくのかなと思ったりする。せっかく大泉学園中学校に設置したとしても、結局大泉中にみんなが行ってしまうのではいけないと思う。特色等を出しながら、知的障害学級の在籍者の偏在を考えていかなければいけないと思っている。

学務課長

ある学校ではかなり多い人数、ある学校では若干少なめの人数といったところの偏在化を解消するような形で私どもも取り組んでいきたいと思っている。そのためには各校とも特別支援学級の見学会、相談会等を行っているので、そちらを実際に保護者の方に見ていただくところが多いのだが、各校の特色も出しながら、その辺りの偏在化の是正について取り組んでいきたいと思っている。

④ 練馬こども園に対する新規補助事業の開始等および私立幼稚園園児保護者補助金の支給方法の変更について

教育長

続いて、報告の④について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

1ページの(1)のエの補助金額の(ア)に低年齢型定員数掛ける開所時間等に応じた単価ということになっているが、これは定員数掛ける開所時間で、出た数値に対して60万から80万を掛けるということで、これが1年間に出る補助金ということか。

学務課長

こちらの単価は、令和5年度以降に運営を開始した園については、60万から80万円という形で単価の差がある。これは、開所時間が9時間の場合は60万円、11時間の場合は80万円という形で、段階的に設けさせていただいている。それを低年齢型の定数で掛けるので、例えば10人を11時間という形になると、11時間が80万円なので、80万円を10人で掛けて800万円という形での補助金になる。これは1回だけの補助になる。

⑤ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

教育長

では、続いて報告の⑤について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

大石委員

これはこの4月からの国の施策か。こども誰でも通園事業はすばらしいとっていて、1つは練馬区としては3歳児到達で終わるところを年度末までやると。切れ目なくということで、非常に良いと思っている。新聞記事なので全て信用するわけではないが、預かる側の保育園やこども園などの状況、それからこれは4月1日から始まっていくので、4月の区のホームページで公表していくということになる。よって、保護者によくよく話をしていかないと、月に曜日を決めて10時間預かるということが書いてあったかと思っていて、月曜日なら月曜日にその子だけが来る。その子に対して保育士が必ず1人なり2人つかなければいけないし、そうすると園の状況がどうになってしまうのかなど、その辺の整理はされていると思うのだが、その状況を見ていて非常に心配だと思う。また、枠としては区としては切れ目なくつくっていると思うのだが、その辺の保護者への通知や一時預かりとの兼ね合いがよく分からないし、整理がしっかりされて、保護者のほうに説明されないと、現場は混乱するのではないかと思うのだが、いかがか。

在宅育児支援担当課長

区が来年度から本格実施するこども誰でも通園事業の概要についてまずご説明させていただければと思っている。まず、対象としては、保育園等に通っていない未就園児を対象にして、0歳6か月から3歳になる年度末までの未就園児である。利用時間については、国が月10時間上限としているのだが、区ではこれを独自に拡充して、48時間を上限としている。週1回の通園というのを基本としている。

ご質問のあった園の負担という話があったが、区の実施の方法としては、保育園等で行っている一時預かり事業の枠を転換するとか、既存への定員の範囲内で園児を受け入れるという方法で、既存の実施体制でもできるように条件を整備して実施しているということである。

それから、一時預かりとの違いという話があった。保育所等で行っている一時預かりについては、出張や病気、事故など、家庭の中で一時的に養育できなかった場合に使うものが一時預かり、誰でも通園というのは、家庭の中では体験できない子供同士の交流や専門的な保育者との関わりを通じて、子供の育ちを応援する、そういった目

的の事業である。

こども施策企画課長

委員から区民の周知のお話もあったかと思うのだが、こども誰でも通園事業は、練馬区は今年度試行していて、来年度から本格実地ということだが、事業周知については既に区のホームページなどで区民の方に内容をお知らせしている。

今回の資料で4月から区のホームページで公表というのがあるのだが、これは今回つくった代用計画が資料12-2になるが、これを策定したら、ホームページに4月に掲載する、そのような趣旨で記載させていただいているので、事業周知については既にお知らせを行っているということになる。

大石委員

区としては、準備を整えてということだと思うのだが、入り込んでいかないと分からない部分があるかと思っている。対象の保護者等については、恐らく分かりながら対応していくと思うのだが、区の施策であるし、岸田首相のときに出してきたこども誰でも通園事業だということらしいので、現場が大丈夫かと。事故が起きてからでは遅いとも思っていて、それこそ小さい子たちなので、万が一死亡事故のようなことが起きてしまえば大変なことになると思うので、しっかりフォローしていかないといけないと思っている。よろしく願います。

教育長

委員の皆様からその他で何かあるか。

仲山委員

ここ2~3週間、研究事業の発表に行かせていただいたり、卒業式に行かせてもらった。それに関連して幾つかお話をさせていただきたい。まず大泉中学校でAIを活用した事業をやられていて、その結果を見せてもらった。これまでAIと聞くと、汎用AIなので答えをすぐ出してくれて、AIを使ってしまうと全く頭を使わなくて済んでしまうので、AIを教育にどのように使ったらいいのだろうと非常に興味を持っていたのだが、今回大泉中学校でやられていたのは、教育に特化したAIであった。簡単に単に答えを出してくれるようなAIではなくて、例えばある問題を解いていくときに、段階的にヒントを与えてくれるようなやり方で必ず生徒が頭を使っているということである。

それから、それぞれの生徒がある課題で行った結果に対して、AIがそれぞれ評価する。普通だったら先生が評価するところだが、数十人いる人の評価を先生が短時間にできるわけがないのだが、そこをきちんとAIがやってくれて、AIを使って得た結果をもって、また、クラスの中でディスカッションするという非常に良い教育に使われていると思って、ぜひこれは全校に広げたほうがいいのではないかと思った。そこに出席されていた教育委員会事務局の方もほぼ同意見で、問題はどうかと思ったら予算が出るかという話になったのである。

私が思ったのは、大泉中学校ではうまくいったのだが、やはりもう一校、二校で行って、しっかりしたエビデンスを得て、その上でぜひやってくださいと、とりあえず区の予算で一、二校実証実験のようなことをされたらどうかと思ったのだが、いかがか。

教育施策課長

大泉中学校は文部科学省のパイロット校に指定されて、教育の中でどうAIを使っていくのかまさに実証しているところである。

大泉中学校について、来年度も引き続きパイロット校ということになるので、こちらはこちらで実証を続けるということになるが、今大泉中学校でやっている取組に関して、いろいろな学校の先生に来ていただいて、こんな使い方ができるのかといったことを見ていただいている。

生成AIに関しては、存在が当たり前になってくる中で、いかにうまく使っていくのかという課題も多々ある。そういった課題を解決しながらうまく使っていくのをまさに検討していかなければいけない。

大泉中学校に関しては、文部科学省のパイロット校なので、それはそれで続けて、さらにそのやり方をほかの学校に広めて、課題解決も含めていい取組だということになれば、今は特殊なアプリを入れているのだが、そういったものがいいのか、それとも既存でもグーグル等々を含めて、どのようなアプリがいいのかということを考えて上で、ぜひ取組を進めていきたいと考えている。

また、課題が幾つかある。例えばファクトチェックや著作権の問題など、鵜呑みにできないところがあるので、そういったところに関しては、国が実証を続けていく中で、今ガイドラインというのがある。暫定的なものだが、恐らくこれを改訂していくと思っている。一定程度その動向を注視する必要があるかと思っているが、区としてできる範囲については、先んじて区のガイドラインをつくって行って、他の学校でできる範囲から活用を開始していきたいと考えている。

仲山委員

もう2点よろしいか。まず1つ目は、卒園式でむらさき幼稚園に行った。そこで園長先生から話を聞いたのだが、今年32名が卒園だった。ただ、この4月からは今のところ7名しか入園希望者がいないということを園長先生がお話しされていた。園長先生が言うには、やはり2年保育なのでどうしても人気がない。それから、預かり保育を休みのときにできないというのがもう一つの人気のない点だと。ここを何とかしてもらえないかということで、ぜひ教育委員会でこのことを言っていただきたいというようなご希望があった。

少なくとも園長先生からお話を聞いた限りでは確かにそうだなと思った。むしろそういったことをしようと思ったときに、どこに障害があるのかと思い、その要望をお伝えすることと、どうしてそれがすぐにできないのか、ということに関して教えていただければと思う。

学務課長

区立幼稚園の園児数の減少というのがここ最近かなり急激な状況であって、そういった中で教育委員会の定例会でも昨年7月だったが、区立幼稚園の検討会を設置するという形で方向を定めたところである。私どものほうとしても、3年保育や長期休業中の預かり保育を望むニーズというのもあるというのは十分理解しているところである。

その一方で、やはり園児数が減少していく中で、区立幼稚園としてどうあるべきかという在り方も含めて検討しなくてはいけない。本年度については、検討委員会で検討して、まだ最終的な報告という形では出てきていないが、その点についてはまた次年度以降になってしまうが、検討委員会での検討状況についてもまたお示しする。園長先生からご希望もあるかと思うのだが、改めて区としても方向性のほうは出していきたいと思っている。

仲山委員

よろしく願います。もう一点は、数日前、南が丘中学校に行ったときに、校長先生からぜひ提案していただきたい、と言われたことがある。それをそのままお伝えすると、校長会の研修会において、実施してもらいたいことがあるということである。それは、交渉のスキル、要は父兄対応なのだが、単なる父兄対応というよりも、利害が異なる人と合意点を見いだしていくためには、どのようなプロセスが必要かというスキルを学ぶ研修会をやらしてもらえないかというお話があった。それに近い研修会は父兄対応ということでやられているようだが、もう少し違う角度というか、いろいろな交渉に関してのやり方があるはずなので、そのような研修会をやらしてもらえないかというお話だった。それも決して悪いことではないと私自身も思っているので、よろしく願います。

教育指導課長

保護者対応については、まずは主に教員の先生、若い先生方を中心にやっている。それプラス管理職の先生に対しては、その一個先としてスクールロイヤーの方に講師になっていただいて研修をしている。区内で、または都内でより実践的な研修として、このような事例が起きている、そのようなことに対してはこのような対応が考えられるというところである。より具体的な研修の内容にしているが、その中で保護者に対して今度どのような対応をしていくべきか、管理職としてモラハラではないが、今後どこまでがモラハラであって、どこまでが聞き入れなければいけない内容であるかということも含めた研修も充実させていかなくてはならない。または、いろいろな研修をつなげていかなくてはならないということだと思う。次年度以降の研修については、校長先生方とも協議して、どのような研修が必要か、どのような要望があるかというところを踏まえた上で、講師の先生などを選定して行っているので、来年度以降も検討していく。

教育長

ほかの委員の皆様からは何かあるか。よろしいか。
事務局からその他の報告事項はあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

以上で第6回教育委員会定例会を終了する。